

インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせた
Jヴィレッジ魅力発信業務委託
公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

この要項は、インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせたJヴィレッジ魅力発信業務委託において、公募型プロポーザル方式により業務受託者を選定する際の手続きについて、必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名称

インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせたJヴィレッジ魅力発信業務

(2) 業務受託者の選定方法

公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）

(3) 委託業務の内容

別紙「インターハイサッカー男子競技固定開催に合わせたJヴィレッジ魅力発信業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和6年11月29日（金）まで

3 提案価格上限額

9,184,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※提案価格も評価項目（別表 プロポーザル評価項目及び評価基準参照）とします。

4 スケジュール

(1) 質問の受付期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月6日（水）15時まで（必着）

(2) 参加表明書の提出期限

令和6年3月11日（月）17時（必着）

(3) 提案書の提出期限

令和6年3月18日（月）17時（必着）

(4) 書面審査の結果通知

令和6年3月28日（木）予定

5 プロポーザルに係る参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (2) 募集要項を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関における入札参加資格制限措置要綱等の規定に基づく入札参加制限中の者ではないこと（国の機関に係るものは贈賄、独占禁止法違反行為、公契約関係競売等妨害等に起因する案件に限る。）。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生法手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）ではないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げるものではないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者ではないこと。

6 募集要項等の交付

募集要項等の電子データについては、福島県エネルギー課（以下、「エネルギー課」という。）のホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11025c/20240221.html>

7 質問の受付

(1) 受付期間

令和6年2月27日（火）から令和6年3月6日（水）15時まで（必着）

(2) 提出方法

質問書（様式1）により、下記14の事務局（以下、「事務局」という。）宛てに、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれかの方法により提出してください（※電話による質問の受付は行いません。）。

電子メール、FAX、郵送の場合は、発信した旨を電話で事務局宛てお知らせください。

また、提出期限までに到着したもののみを有効としますので、持参又は郵送による場合は、御留意願います。

(3) 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、エネルギー課のホームページに随時掲載します。

8 参加表明書の提出

(1) 提出期限

令和6年3月11日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局宛て提出してください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分です。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式3）（1部）

イ 参加資格を確認するための書類

- ・本業務に類似する受託業務実績の内容が確認できる書類（契約書及び仕様書）等（1部）
- ・会社の概要や実施事業分野が記載されたパンフレット等（7部）
- ・納税証明書（1部）
- ・登記簿（1部）

9 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和6年3月18日（月）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により事務局宛て提出してください。

※ 持参による提出の受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の8時45分から17時00分です。

(3) 企画提案書等

ア 公募型プロポーザル提出書類送付書（様式5）（1部）

イ 業務内容に関する企画提案書（任意様式）（10部）

ウ 担当者経歴書（参考様式又は任意様式）（10部）

エ 見積書（任意様式）（10部）

オ 県から受注した委託業務実績一覧（R 2 年度～R 4 年度）（10 部）

(4) 企画提案書の内容

企画提案書には仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実、さらにはより効果的に遂行するために、仕様書に記載している事業目的や業務内容を踏まえた提案を記載するとともに、次の事項を盛り込んだ提案としてください。

- ① イベントの全体概要（構成、企画名称、イベント概要と企画案の効果（J ヴィレッジや地域にもたらすプラスの作用）
- ② 大会における快適な環境の提供の具体案（設備、収容人数、設置場所等）
- ③ J ヴィレッジの魅力発信につながるスタンプラリーの具体案（周遊場所等）
- ④ 県内への情報発信による機運醸成の具体案（広報手段、広報範囲等）
※ ②～④は、企画提案書等の提出までの調整状況に応じて想定として記載してください。
- ⑤ 来場者への再訪促進につながる取組案
- ⑥ 業務実施体制（人員配置、事務局運営や大会期間の運営を含む）、安全管理体制

(5) 提案書作成に係る留意事項

- ア 提案書に記載するフォントの大きさは、11ポイント以上としてください。
- イ 提案書は、A4判（横）、カラー片面印刷、左上ホチキス止め、20ページ（表紙、目次を除く。）以内で作成してください。

10 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、提案書は無効となる場合があります。

- ア 提出者が上記5に定める参加資格等を満たしていない場合
- イ 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- ウ 提案書の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合（提案書に参加資格等の確認のための書類が添付されていない場合を含む。）
なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書は無効とした場合、一般書留又は簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けません。（特定記録郵便は、受領印の押印又は署名を行わずに、受取人の郵便箱に配達するものであり、配達記録を有しませんので御注意ください。）
- エ 提出書類に虚偽の内容の記載がされている場合
- オ 見積書の金額が上記3に記載した上限額を超過している場合
- カ 企画提案書を提出した者が、プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者である場合。その他、審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- キ 提案書等の提出から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ク その他本募集要項又は福島県が予め指示した事項に対する重大な違反が認められる場合

(2) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出してください。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とします。

(4) その他

ア 参加者は、提案書等の提出をもって、本実施要項の記載内容を承諾したものとみなします。

イ 提案の実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求めることがあります。

ウ 提出された提案書等は、返却しません。

エ 提出された提案書等は、審査及び説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとします。

オ 提出された提案書等は、福島県情報公開条例(平成12年条例第5号)に基づく情報公開請求の対象となります。

11 提案書の評価基準

提案書の評価項目及び評価基準は、別表「プロポーザル評価項目及び評価基準」のとおりです。

12 提案書の審査及び委託候補者の選定

(1) 審査方法

審査委員が提出された企画提案書について審査基準に基づき書面審査を行い、最も総合点数が高かった者を委託候補者、次に高かった者を次点として選定する。

(2) 書面審査

参加者全ての提案書の内容について審査委員による書面審査を実施し、審査委員が上記11に定める評価基準に基づき、評価採点を行い、その点数を合計する方法により算出した総合得点により、委託候補者及び次点を選定します。書面審査の結果については、企画提案書を提出した参加者全員に対して書面で通知します。

(3) その他

プロポーザル参加者は、審査結果の通知が到達した日から起算して7日(土曜日及び日曜日を除く。)以内に、自己及び最優秀者の総得点の開示を書面により求めることができます。

また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行います。

13 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した委託候補者と福島県が協議し、委託候補者から提案された内容を反映させて仕様を確定し、契約を締結します。

※ プロポーザルにおける提案内容がそのまま仕様に反映されるものではないことを十分に御承知おきください。

(2) 契約金額の決定

契約金額は上記13(1)により確定した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定します。なお、見積金額は提案価格上限額を超えないものとします。

(3) その他

ア 委託候補者とは、随意契約により手続きを進めていくこととなります。もし、上記10(1)の無効条項に該当する場合（提案書の提出から契約までの間に該当することになった場合を含む。）は、契約の締結は行いません。なお、この場合は、次点の者を委託候補者とします。

イ 委託候補者と福島県との間で行う協議が整わない場合、委託候補者から改めて徴取した見積書が上限額（上記3）を超えている場合又は委託候補者が契約を辞退した場合は、次点の者を委託候補者とします。

ウ 本件プロポーザルは、その契約に係る予算が可決され、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、プロポーザルの効力が生じるものとする。

14 事務局

福島県企画調整部エネルギー課（担当：主事 大越、副主査 官野）

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号（本庁舎5階）

電話：024-521-7116

FAX：024-521-7912

E-mail:energy@pref.fukushima.lg.jp

(別表)

プロポーザル評価項目及び評価基準

番号	評価項目	評価基準	評価 (A)	傾斜 配分 (B)	配点 A×B
1	企画全体概要の把握	①本委託業務の目的の理解度 ②仕様書記載事項(業務内容)の反映度	5・4・3・2・1	×4	20
2	大会における快適な環境の提供	①選手や来場者の健康管理維持につながる内容 ②先進的取組の発信力	5・4・3・2・1	×4	20
3	スタンプラリーによる魅力発信	①震災からの復興のあゆみにつながる内容 ②Jヴィレッジ施設のPRにつながる内容 ③積極的に参加したいと思える内容	5・4・3・2・1	×4	20
4	県内への情報発信、広報計画	①予め事務局が示した方策以外の広報手段の充実度 (相乗効果を発揮させるものでも可)	5・4・3・2・1	×2	10
5	来場者への再訪促進	①来場者へのJヴィレッジ再訪促進につながる取組	5・4・3・2・1	×1	5
6	業務実施体制及び参加者の安全管理	①人員配置の適切性(※) ②業務実施工程、管理体制の適切性(※) ※当日の運営を含む	5・4・3・2・1	×4	20
7	提案価格	①より廉価な提案 ※提案価格の低い順に1位→3点、2位→2点、 3位→1点加点。	3・2・1	×1	3
			合計		98